

平成 22 年 10 月 18 日

各 位

株式会社三井住友銀行
SMB C 電子債権記録株式会社

電子記録債権版一括ファクタリング第一号案件の実施について

株式会社三井住友銀行（頭取：奥 正之、以下「三井住友銀行」）は、全額出資子会社の S M B C 電子債権記録株式会社（代表取締役：中川 拓、以下「S M B C 電子債権記録」）と連携し、本邦で初めて電子記録債権を活用した一括ファクタリングサービス（以下「電子記録債権版一括ファクタリング」）を住友金属工業株式会社（以下「住友金属工業」）グループの連結子会社に提供いたしました。

電子記録債権版一括ファクタリングは、主に中小企業のお客さま（仕入先：債権者）が主に大企業のお客さま（支払企業：債務者）に対して保有する売掛債権等の金銭債権を電子記録債権化した上で、一括して S P C 等にて買い取るファクタリングサービスです。

電子記録債権版一括ファクタリングを導入することにより、住友金属工業グループ（支払企業）は、同グループ取引先（仕入先）における債権譲渡の対抗要件に関する確認事務が不要となり、また、売掛債権が二重譲渡されるリスクを完全に排除することが可能となります。

三井住友銀行及び S M B C 電子債権記録では、引き続きお客さまに対して電子記録債権を活用した付加価値の高い商品・サービスを提供してまいります。

以 上

（ご参考）

電子記録債権版一括ファクタリングの概要

